慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 贋作美術品の売買における売主の責任：日本法及びイギリス法の比較 |
| Sub Title | Art attribution and seller's responsibility : comparative study of English and Japanese law |
| Author | 島田, 真琴(Shimada, Makoto) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院法務研究科 |
| Publication year | 2021 |
| Jtitle | 慶應法学 (Keio law journal). No.46 (2021. 3) ,p.57- 94 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20210331-0057 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 贋作美術品の売買における売主の責任
## ――日本法及びイギリス法の比較――

島　田　真　琴

1　序
2　贋作と裁判
3　イギリス法上の贋作美術品の売主の責任
4　日本法上の贋作美術品の売主の責任
5　責任制限条項
6　総括
7　結語

## 1　序

近年、美術品市場の拡大に伴い、美術品取引に関連する紛争事件が増加している。特に、贋作美術品を購入した者が売主の責任を追及する案件について、日本の裁判上、以前は、錯誤無効を理由に買主の代金返還請求権を認める判決が数件あった程度だったが、今世紀に入ってからの事件では、様々な判断がなされるようになった。本稿では、贋作を売却した売主の買主に対する責任に関するイギリスの判例法及び制定法とわが国の判例、法律とを比較し、この問題に関する日本法の考え方を分析、検討することにする。

## 2　贋作と裁判 [1)]

### (1)　贋作の意味

贋作（狭義）とは、有名な芸術家が創作した美術品を模倣若しくは模写し、又はその作風、用法や特徴を真似て、当該芸術家の作品であるかのように偽っ

て制作し流通に置かれた作品のことをいう[2)]。尤も、美術品取引市場には、贋作を制作する意図ではなく、オリジナル作品の作風を研究、修得するためや芸術家へのオマージュ作品とするために模写、模倣した作品、元々複製品として流通に置く意図で作成された作品など、オリジナルではないことを前提に制作された作品も数多く出回っている。そのような作品でも、売主が意図的に又は誤解によりオリジナルとして販売した場合は、贋作（広義）に含まれる[3)]。また、作者不明の作品であっても、その制作年代、制作された場所などに関して間違った情報を前提に取引されたときは、売買の当事者が予定していた取引の目的物とは異なるという意味で、広義の贋作に当たる[4)]。

### (2)　美術品の真贋鑑定

美術品が真正であることは、通常の場合、売買取引記録、作者や関係者が残した書簡、展覧会やオークションのカタログ、作者に関する記録文書などで当該美術品の出所来歴を順次に辿ることによって証明される。たとえば、芸術家に当該作品を依頼し購入した王室や貴族が代々にわたって所有した後に著名な富豪の手に渡った作品であることが証明されれば、その作品が真作の可能性は極めて高い。ただし、この方法は全ての美術品について実施できるわけではない。盗難、破産、戦争その他の理由により所有者不明となった時期のある作品は少なくないし、中途で贋作とすり替えられた可能性も皆無とはいえない。

美術品の真贋を明らかにする必要があるときは、通常、専門家に鑑定を依頼してこれを判定する。鑑定には様々な方法がある。その代表的なものは以下のとおりである[5)]。

---

1）Demarsin, B., E. J. H. Schrage, B. Tilleman and A Verbeke, eds., *Art & Law*,（Netherland: die Keure Publishing Group, Hart Publishing, 2008）, pp.560−569.

2）Ibid., p.562.

3）Ibid., p.563.

4）Ibid., p.564−565, Olsburgh, C., Authenticity in the Art Market: *A Comparative Study of Swiss, French and English Contract Law*,（UK: Institute of Art and Law, 1988）, pp.1−2.

（ⅰ） 様式鑑定：当該美術品を同一作者による他の作品と比較して真作かどうかを判定する方法で、当該作者に詳しい美術史学者、美術評論家、美術館のキュレーター、専門取引業者等がこの鑑定を行なう。当該作品の作者の作風、手法、題材の選択などの特徴、作品が描かれた時代の様式に従っているか否かなどが判定の基礎となるが、基本的には鑑定人の感性すなわち主観に左右される。

（ⅱ） 技術的鑑定法：拡大鏡を用いた視覚鑑定により、たとえば、絵画の場合の筆のタッチがその作者の他の作品と同じか否か、その時代には存在しない顔料や道具が使用された痕跡がないか、作品の用途に照らして不自然な点はないか等を判定する方法である。特に、古い油絵作品には、クラクリュールと呼ばれる、網目模様の細かいひびが入っている。贋作者は、このひびを人工的に作り出して古めかしさを装うが、専門の技術者が顕微鏡による検査をすれば、年月を経て生まれた本物のひび割れとの違いを見抜くことができる。

（ⅲ） 科学的鑑定法[6)]：近年、真贋鑑定の精度が飛躍的に増したのは、様々な科学的な鑑定方法が開発された成果である。これには以下のようなものがある。

(a) 赤外線による方法：赤外線を絵画の表面に照射すれば、絵の具の層の下に木炭などで描かれている下絵を調べることができる。この下絵の描き方や色付け段階での手直しの程度や癖などから、真作かどうかを推測できる。下絵が存在しない場合や描き直しの痕跡がない場合などは贋作の疑いが高まる。

(b) 紫外線照射による方法：紫外線の蛍光作用により、ニス、油、顔料等の各材料特有の蛍光を観察し、作品の補修部分などを推測する。

---

5）Lerner, R. E., and Judith Bresler, *Art Law: The Guide for Collectors, Investors, Dealers, and Artists*, Vol. 1, Third Edition（USA: Practicing Law Institute, 1998）, pp.262−263.

6）S・J・フレミング、妹尾学・阿部裕子訳『美術品の真贋：その科学的鑑定』共立出版、1980 年、pp.32−93。

(c)　蛍光X線元素分析法：一定以上のエネルギーを持つX線を絵画の絵の具の層に照射すると、表層より下の層に描かれた絵の具の層を知ることができる。顔料の塗り重ねによる作品制作上の修正の過程などを明らかにし、制作上の癖や補修の有無を探ったり、筆のタッチを他の作品と比較したりすることができる。表層の下に別の絵が見つかり、キャンバスを使い回していることがわかった結果、作者が判明したこともある。

(d)　放射性炭素年代測定法：カンバス、顔料、額などの年代を探って、制作年代を特定する。

(e)　熱ルミネンス年代測定法：鉱物など、生物反応が出ない素材の年代を探って、制作年代を特定する。

(f)　顔料成分の化学的分析法：顔料の成分を分析して、作者の他の作品の顔料成分と比較する。

ただし、これらの科学的な鑑定手法も万能とはいえない。科学的分析の手法は時代に応じて進化し、それ以前は絶対と思われていた手法も、次々に見直されているからである。

美術品の真贋鑑定はいずれにしても限界があるうえ相当な費用がかかる。特に、専門家による様式鑑定と科学的分析による鑑定の両方を行うには、複数の鑑定人、鑑定機関に依頼することを要し、また結果が一致する保証はない。

### (3)　裁判における真贋の判断

美術品の真贋が裁判所で争われた場合、当該作品が真作であること、又は贋作であることを主張している当事者が真贋の立証をしなければならない。作品が真作であることを立証しようとする当事者は、その鑑定書や出所来歴を示す書類があるときはこれを提出し、それらが不十分な場合は、専門家による鑑定を申請する。通常は、当事者自身が自己の費用負担で専門家に鑑定を依頼し、裁判所に鑑定結果を証拠として提出する。これに加えて、技術的鑑定や科学的鑑定を専門機関に依頼して行うこともある。いずれにしても有利な鑑定結果が

出た場合にのみ裁判所に提出する。これを争う相手方も自分に有利な鑑定結果を提出するので、双方の鑑定人の鑑定意見が異なることが多い。そのような場合、両当事者が鑑定の申請をし、裁判所が選んだ鑑定人がさらに鑑定を行う。

裁判所に異なる鑑定結果を示す複数の鑑定意見が提出された場合、裁判所は、各鑑定人の資格や社会的評価、鑑定意見書自体の合理性と信用性、鑑定人の中立性、反対尋問における鑑定人の反応、態度などを総合的に評価し、一応確からしいと思われる方の意見を採用することで美術品の真贋を認定する。

このように、裁判所の判断は、個々の事件において当事者がどのような証拠を提出したか、誰を鑑定人に選んだか、鑑定人がどのような表現の意見書を提出したか、法廷における反対尋問でどのような態度で何を話したか、及び裁判官がこれらをどう評価したかに左右される。美術品の真贋に関する紛争における裁判所の判断は、歴史上の真実として「真作」又は「贋作」であるかどうかではなく、立証責任の分配法則に従って、裁判官が想定する一般人の観点から50％を超える確率で「真作らしい」又は「贋作の疑いのある」作品といえるかどうかを基準としている[7)]。

### (4)　贋作美術品の売買と売主の責任

美術品取引市場で売買される美術品は、真正品だけではなく、明らかな贋作とわかっている作品や真作のコピーやイミテーションとして制作されたものなどにも需要がある。そして、贋作や模写として取引された美術品であっても、それらが一度市場に出回ると真作と誤解されて流通することがある。一流の美術商が美術品を販売する場合、過去の売買取引記録、作者や関係者が残した書簡、展覧会やオークションのカタログ、作者に関する記録文書などを示して真正品であることを説明するが、あらゆる美術品についてこれらの資料が存在するわけではない。骨董品その他作品の種類や性質によっては、取引実務上、特定の機関が発行した鑑定書や証明書がない限りは真正品として取引できないも

7）Paintin, I., “The Art of Connoisseurship Through Judicial Eyes: The Law of Negligence and Fine Art Attribution” *Art Antiquity and Law*, Vol. 20 Issue 2, 2015, pp.113−115.

のもあるが、真正を証明するために提示された書類が偽造されていることもある。実際上、ある芸術家の作品として市場に流通している美術品が、本当にその作者の手によるものかどうかは、たとえ美術品取引の専門家であっても簡単には判断できない。元来、美術品の真贋の確定的な判断は難しいうえ、美術業界は、美術品の種類、時代、作者に応じて専門分野が細分化しているので、美術商であっても取り扱っているすべての作品について専門知識を有しているとは限らない。取引の都度、美術専門家や鑑定機関に新たな鑑定を依頼するのは相当の費用がかかるうえ、鑑定結果の信用性にも限界がある。よって、一般のコレクターは、作品を真作と信じてこれを購入した場合は、特別な理由がない限り、新たに真贋の鑑定をすることなくこれを保持し続ける。その作品を相続した人や贈与を受けた人も、通常は、わざわざ費用をかけて鑑定を依頼しない。その結果、市中のコレクターたちの所蔵品には、狭義及び広義の贋作美術品がかなり多く含まれており、それらは、真贋鑑定を行わないまま取引市場に出される[8)]。

このように、市場に流通する美術品には、真作であることが確実なもの、贋作又は模写であることが確実なものに加え、真作かどうかわからないものが多数存在し、実際上、真贋不明であることを前提に取引される場合が多い。そのような取引によって手に入れた美術品が後日贋作とわかったとしても、買主は、売主に対して、常に代金の返還その他の責任を追及できるというわけではない。売主の責任の有無及び内容は、契約内容、契約交渉中の当事者間のやりとり、売主、買主が専門業者かどうか、当該売買取引が行われた国や地域の取引慣行や準拠法などに左右される。

## 3　イギリス法上の贋作美術品の売主の責任

美術品をイギリスの売主から購入した場合や売買契約の準拠法をイギリス法

8）トマス・ホーヴィング、雨沢泰訳『にせもの美術史』朝日新聞社、1999 年、pp.9-16、高橋明也『美術館の舞台裏』ちくま新書、2015 年、pp.138-155。

と定めた場合、贋作であることがわかった際に売主が責任を負うべきかどうかの問題は、イギリス契約法に従って解決される。同法上、買主の売主に対する代金返還請求権や損害賠償請求権の根拠となる可能性がある法制度は、(i) 契約上の明示的な保証条項違反、(ii) 黙示の契約条項違反、(iii) 消費者権利法に基づく契約条項違反、(iv) 不実表示及び (v) 錯誤の 5 つである。

### (1) 真蹟保証条項がある場合

美術品の売買契約書に「売主は当該美術品が真作であることを保証する」旨の条項（以下、「真蹟保証条項」という。）が設けられている場合、売主は、目的物が贋作であったときは、買主に対して契約違反による代金の返還や損害賠償をする義務を負う。ただし、契約解除や損害賠償請求は、「1980 年出訴期間制限法」（以下、「出訴期間制限法」という。）により、契約後 6 年の出訴期間を経過した後は行うことができない（同法 2 条）[9]。

画廊や美術商が行う一般的な取引において、売買契約書に真蹟保証条項が明記されることはあまり多くない。市中の画廊における取引は、契約書を作成せずに、納品書、請書、請求書だけで行うことが多いし、契約書を交わすときも、作者、作品名、材質、大きさ等による作品の特定と代金額程度しか記載しない書式による方が一般的である。

他方、オークションによる売買では、通常、贋作だった場合における売主（オークション出品者）やオークションハウスの責任について、オークションハウスと落札者の間であらかじめ合意されることが多い。オークションハウスは、多数の美術品を出品するオークションにおいて、各作品の落札者に対し、各自が落札した美術品を売却するので、これらの売買に関する諸条件を画一的に処理するため、オークションのための標準的な取引条項を作成し、使用している。この取引条項は、オークション規約としてオークションカタログの末尾に掲載されている。このオークション規約には、落札された作品が贋作だった場合の

9）Limitation Act 1980 s 2.

責任の有無や範囲を明確にする目的で、真蹟保証条項又は真蹟その他一切の保証をしない旨の条項のいずれかが明記される。

オークション規約に真蹟保証条項が設けられている場合、落札者は、当該条項が定める条件に従って、購入した美術品が贋作と判明したときに、オークションハウスに対し、当該美術品と引き換えに落札代金及び落札手数料の払戻しを求めることができる。ただし、オークションカタログにおいて、作者名が留保なく断定的に明記されていた場合に限られる。さらに、一般的な真蹟保証条項は、代金等の返還請求に以下のような条件及び制限を付している[10)]。

（ⅰ） オークション実施当時の学者、専門家の水準において一般にカタログ記載の作者の作品と認識されていた場合、競売当時に一般的でなかった科学的検査方法又は非常に費用のかかる検査方法の実施によりオークションカタログ記載の作者の作品でないことが判明した場合、及び商品を傷つけるなど通常は行われない検査方法又は破損等によりカタログ記載の作者の作品でないことが判明した場合のいずれでもないこと。

（ⅱ） 落札者本人又はその相続人（権利の譲渡は認められない。）が、オークションハウスに対し、オークションの日から一定期間（たとえば5年）以内に、カタログ記載の作者の作品ではないことが納得し得る証明を添えて、書面により請求すること。

（ⅲ） 贋作と知った時から一定期間（たとえば3か月）以内に請求すること。

（ⅳ） 購入した美術品について完全な所有権を有し、オークション実施当時の状態でオークションハウスに引き渡すこと。

オークション規約には、上記の真蹟保証条項の有無にかかわらず、当該規約で約束した事項を除き一切の保証をせず、また責任を負わない旨の責任制限条項が設けられる。この条項の法的効力に関しては、後記5で説明する。

10）Lerner, R. E., and Judith Bresler, op. cit, p.367, pp.415−449, Olsburgh, C., op, cit, pp.71−76.

### (2) 黙示の契約条項の認定

美術品取引に関して紛争が生ずることが多いのは、契約書に真蹟保証条項が規定されていないにかかわらず、美術品の売買契約に先立って、売主が買主に対して、当該美術品を特定の画家の真作と説明したことにより、買主が贋作を真作と信じて購入した場合である。イギリスの判例法及び制定法は、売主が契約締結前にその目的物に関して説明した事項は、一定の要件の下に、「黙示の契約条項」となり、その説明が間違っていたときは、契約違反を理由に契約の解除及び損害賠償請求ができる旨を定めている。「黙示の契約条項」とは、契約上は明らかに示されていないが、当事者の行動、取引慣行又は制定法の定めにより契約に含まれているとみなされる条項のことである[11)]。美術品その他物品の売買契約に関連する重要な黙示の契約条項は、「1979 年物品売買に関する法律」(以下、「物品売買法」という。)の定めに基づく黙示の契約条項である。この法律は、売主・買主の双方が法人その他事業者である場合に適用される。物品売買法 13 条 1 項は、事業者間の売買契約が「目的物の表示による物品売買(the sale of goods by description)」の場合、当該物品が表示に一致していることは黙示の契約条項であると定めている[12)]。たとえば、5G のスマホの売買契約を締結したのに 4G のスマホを引き渡した場合、売主は黙示の契約条項に違反したことになる。しかし、スマホのような代替性のある物の売買の場合、目的物は物品の種類や性質の表示によって定まるので、「目的物の表示による物品売買」であることは明らかだが、美術品の売買の目的物は、通常、当該美術品自体を提示して特定されるので、それが真作である旨の売主の説明は、既に特定されている目的物の性状を述べたものと解する余地が生ずる。特に、美術品の取引に慣れた美術商やコレクターなどの間では、美術品の真贋が容易に判定できないことがよく知られているので、売主が、美術商やコレクターに対し

---

11) *Chitty on Contract* Vol. I, (UK: Sweet & Maxwell, 2018)〔以下、Chitty I と略〕, 14-001, 14-004, 拙著『イギリス取引法入門』慶應義塾大学出版会、2014 年、pp.71-75。

12) Sale of Goods Act 1979 s 13 (1), *Chitty on Contract* Vol. II, (UK: Sweet & Maxwell, 2018)〔以下、Chitty II と略〕, 44-086.

て、当該作品は真作であると述べたが真蹟保証まではしなかった場合は、それが目的物に関する売主の意見に過ぎないことは買主もわかっているはずなので、同法 13 条 1 項の「目的物の表示による物品売買」を締結したとは解されない（①）[13]。物品売買法は、14 条 2 項において、売買の目的物がそれと同種の物品における通常の用途に適合していることも「黙示の契約条項」であると定めているが、美術品は贋作であっても鑑賞や取引の対象となるので、贋作が「通常の用途に適合して」いないとは言い切れない（同①）。

なお、契約違反による契約解除や損害賠償請求は、出訴期間制限法により、契約後 6 年の出訴期間を経過した後は行うことができない（同法 2 条）[14]。

① *Harlingdon & Leinster Enterprises v Christopher Hull Fine Art*［1991］1 QB 564：美術商である原告は、1984 年、被告が経営する画廊を訪れ、被告が示したオークションカタログに「ドイツの印象派画家ガブリエレ・ミュンター作」と記載されている絵画を、カタログ記載どおりのミュンター作品として 6,000 ポンドで購入した。売買契約に先立ち、原告は被告に、絵画とカタログの記載の信憑性について確認したが、被告は「ミュンター作品の専門知識は持っていない。」と答えていた。後日、絵画は贋作であることが判明したので、原告は、被告に対し、絵画はミュンターの作品である旨の被告の表示と異なるとして、物品売買法 13 条 1 項に基づく黙示の契約条項違反の責任を追及した。裁判所は、契約前の原被告間のやりとりに鑑み、絵画の真正は、ミュンター絵画の専門家である原告が事前に調査確認すべき事項であったから、本件は物品売買法 13 条 1 項の「目的物の表示による物品売買」には当たらないと判示した。原告は、物品売買法 14 条 2 項が定めている「目的適合性に関する黙示の保証」条項の違反も主張したが、裁判所は、「真正品でなくても、この絵は十分に美的鑑賞の対象となり、転売が可能なので、目的に適合している」と判断し、この主張も斥けた。

13）Olsburgh, C., op.cit., pp.40−42, Paintin, I., op.cit., pp.111−112, Chitty II., op.cit., 44−087.

14）Limitation Act 1980 s 2.

### (3) 消費者権利法に基づく契約条項

「2015 年消費者権利法」(以下、「消費者権利法」という。)は、事業者を売主、一般消費者を買主とする契約に適用される。同法は、事業者と消費者の間の「目的物の表示による物品の供給に関する契約」の場合、当該物品が表示に適合することが常に契約条項に含まれると定めている(同法 11 条)[15)]。目的物が通常の用途に適合することも、常に契約条項に含まれる(同法 9 条 2 項、3 項)。

消費者権利法は、美術商と一般の顧客との間の美術品売買取引に適用される。同法が定める「目的物の表示による物品の供給に関する契約」は、上記(2)の物品売買法 13 条 1 項の「目的物の表示による物品売買」と同じ意味である。ただし、買主である一般顧客は、目的物である美術品に関する専門知識や調査能力を有さないので、美術品に関する売主の説明をそのまま信じて取引を行う方が通常である。この場合、買主は、専門家である売主が美術品の真贋をきちんと調査確認しているはずと考えるので、真作であるとの説明は単なる意見とはいえない(②、③)。売主も、そのことは十分に承知しているはずなので、特に限定もせずに真作であると述べた場合、「目的物の表示による物品の供給に関する契約」に当たる可能性は、上記(2)の物品売買法が適用される事業者間の取引の場合よりもはるかに高い。

② *Dick Bentley Productions Ltd v Harold Smith*(*Motors*)*Ltd*[1965]2 All ER 65(CA):被告(販売店)は、原告にベントレーを売却する際に、エンジン交換後の走行距離は 2 万マイルに過ぎないと表示したが、実際の走行距離は 10 万マイルに近かった。裁判所は、被告は業者として原告よりも真実を確認しやすい立場だったことを理由に、被告の契約違反を認めた。

③ *Esso Petroleum v Marden*[1976]QB 801(CA):原告(ガソリン供給業者)は、原告からガソリンスタンドを借りて経営しようとする被告に対し、このスタ

15)Consumer Rights Act 2015 s 11(1)-(3).

ンドは年間 20 万ガロンを販売できると告げたが、その販売量に達することはなかった。裁判所は、原告は、意見を述べたに過ぎないとしても、その知り得た周辺の市場情報に基づき、被告よりもはるかに正確に販売量を予測できる地位にあったのであるから、年間 20 万ガロンを販売できる見通しであることについて、被告に対して保証していたと認定し、原告の契約違反による責任を認めた。

### (4) 不実表示責任

イギリス法は、契約の前に一方当事者が他方に間違った事実を伝えていた場合、その事実が契約条項に含まれなくても、これを信用して取引した者を一定の要件の下で救済するため、不実表示という制度を設けている[16)]。この制度により、売買契約の買主は、売主が契約前に告げた真実ではない事実を信じて契約を締結した場合、売主に対して代金の返還や損害賠償等の救済を求めることができる。この救済の内容は、不実表示をした売主の認識によって異なる。まず、売主が真実ではないと知っていた場合、つまり、売主がわざと嘘をついていた場合は、買主は、契約を取り消して代金の返還を求めること、及び契約取消しと共に又は取消しをせずに、不実表示によって被った全損害の賠償を求めることができる。これに対し、売主が過失によって知らなかった場合、すなわち売主が調査をすれば真実ではないことが簡単にわかったはずなのに調査を怠っていた場合、判例法及び「1967 年不実表示法」[17)]（以下、「不実表示法」という。）により、買主は、損害賠償については売主が知っていた場合と同様に請求できるが、契約取消しができるかどうかは裁判所の裁量により、裁判官が損害賠償だけで十分と考えた場合、契約取消しを認めないこともある（同法 2 条 1 項、2 項）[18)]。売主が買主に告げた事実を真実と信じ、かつそのように信じたことについて売主に過失がなかった場合でも、裁判所は、その裁量により、

16）Chitty I, op.cit., 7-001、前掲拙著、pp.97-108。

17）Misrepresentation Act 1967.

18）Chitty I, op.cit., 7-112.

買主による契約取消し、又は取消しに代わる損失の補償を認めることができるが、この場合は、不実表示によって被った全損害の賠償までは認められない（同法 2 条）。

不実表示による責任追及ができるのは、売主が真実に反する具体的な事実を述べた場合に限られる。買主に意見を示したに過ぎない場合は、原則として不実表示には当たらない。ただし、売主が贋作と知りながら真作であるとの意見を述べた場合は、「自分が真作と信じている」という売主自身の心理状態について虚偽の事実を告げたことになるので、不実表示に当たる[19]。他方、売主も実際に真作と信じていた場合は、通常、真贋の確定的な判断が困難であること、すなわち真贋に関する売主の表示が意見に過ぎないことは買主も知っているので、不実表示の主張は認められない可能性が高い（④）。ただし、美術品取引の経験や知識がない買主に対し、美術商である売主が、十分な注意を怠って美術品の真贋について間違った意見を伝えた場合は、過失による不実表示又は契約違反の責任が生ずる（上記③）[20]。

売主が真実ではないことを知って不実表示をした場合は、買主は、そのことを知った後 6 年の間、契約取消しや損害賠償を請求することができる[21]。しかし、売主の側も表示した内容が真実であると信じていた場合、買主は契約の目的物を受領してから合理的な期間を経過した後は、契約を取り消すことができなくなる（⑤）。

④　*Drake v Thos Agnew & Sons Ltd*［2002］EWCH 294：アメリカ人の美術商 A は、米テキサス州所在の原告から委任を受けて、原告を代理して、ヴァン・ダイク作と表示された絵画をロンドンで画廊を経営する被告から購入した。この

19）Ibid., 7−009, Demarsin, B., E. J. H. Schrage, B. Tilleman and A Verbeke, op.cit., p.571, *Edington v Fitzmaurice*（1885）29 Ch D 459, *Jendwine v Slade*, 170 Eng. Rep. 459.（K.B. 1797）, *Power v Barham*, 111 Eng. Rep. 865（K.B. 1836）.

20）Chitty I, op.cit., 7−016.

21）Limitation Act 1980 s 32（1）.

絵は、被告がサザビーズのオークションで落札した作品で、サザビーズのオークション目録は、「アフター・ヴァン・ダイク」（ヴァン・ダイク後にその作風を真似た別人の作品という意味）と表示していた。しかし、被告は、十分な調査のうえヴァン・ダイクの真作と確信し、ヴァン・ダイク作の絵画と表示して販売した。被告は、売買に際し、質問があれば何でも答えるとAに告げたが、Aは特に調査も質問もしなかった。原告は、購入後に贋作であることを知り、被告に対し代金の返還を求めたが、裁判所は、ヴァン・ダイク作である旨の表示は被告の意見を述べたに過ぎず、その真偽は原告の代理人であるAが確認すべきことはAも承知していたので、「真作であること」は契約条項ではないし、不実表示にも当たらないと判示した。

⑤　*Leaf v International Galleries*［1950］2 KB 86（CA）：原告は、被告が無過失によりジョン・コンスタブル作と表示した絵画を購入したが、5年後、転売のために鑑定してこの絵が贋作であることを知った。裁判所は、原告が合理的な期間内に不実表示による契約取消しをしなかったので、原告の取消権は消滅していると判示した。

### (5)　錯誤

イギリス契約法上の錯誤には、共通錯誤（common mistake）、相互的錯誤（mutual mistake）、一方的錯誤（unilateral Mistake）の3つがある。

共通錯誤は、契約の両当事者が共通の認識のうえで合意しているが、その共通認識が間違っていた場合を指す。判例法上、目的物やこれを移転する権利が存在しないのに存在すると誤解した場合、錯誤により契約は無効となる（⑥、⑦）が、それ以外の事柄の共通錯誤は、契約の存続や履行が法律上又は物理的に不可能なのに可能と誤解した場合を除き、契約の効力には影響しない（⑧、⑨）[22]。美術品の売主・買主の双方が目的物を真作と信じていた場合は共通錯

22）*Bell v Lever Brothers Ltd*［1932］A.C. 161, Chitty I, op.cit., 6-048, 6-049, 6-050、前掲拙著、p.113 乃至 p.116 頁参照。

誤に当たるが、贋作であったとしても目的物自体は存在し、契約の履行は可能なので、買主が錯誤を主張しても、認められる可能性はほとんどない（⑩）[23]。

相互的錯誤は、契約の申込みと承諾の内容が異なる場合である。この場合、当事者間に合意が存在しないので契約は成立していない。美術品の取引は、通常は目的物を確認したうえで行うので、目的物に関する合意は成立する。ただし、美術品の実物を示さずに作者や作品名等だけを特定して取引するような例外的な場合は、相互的錯誤に当たる可能性がある。たとえば、売主が複製品の図柄を示してその売却を申し込んだのに対し、買主がそれとは別に存在する真作の買取りを承諾したような場合である。

一方的錯誤は、一方当事者が契約に関する事項を誤解しており、かつ相手方がそれを知りながら契約を締結した場合である。契約の重要な条項に関して一方的錯誤がある場合、契約は無効となるが、美術品取引において、目的物の真贋が契約条項になることはあまり多くない。

錯誤による無効の主張は、贋作であることを知った日又は合理的な努力をすれば知り得た日から6年間を経過するまで、出訴制限を受けない（⑪）[24]。

⑥　*Coutrier v Hastie*（1856）5 HLC 673：原告は、被告に対し、航海中の船に積んだインド産トウモロコシを売却する契約を締結した。契約締結時、両当事者は、トウモロコシはイギリスに向けて海上運送中と信じていたが、実際は、船上で劣化し始めたため船長がチュニス港で売却していた。裁判所は、契約当事者が目的としていた対象商品が存在しない以上、いずれの当事者も契約責任を負わないと判示した。

⑦　*Cooper v Phibbs*（1867）LR 2 HL 149（HL）：被告は、原告に漁場を賃貸した。契約締結時、原被告とも、被告の漁場と信じていたが、実際は、漁場の利用権は原告に属していた。裁判所は、他人の財産の賃貸は不可能であるとし、

23）Demarsin, B., E. J. H. Schrage, B. Tilleman and A Verbeke, op.cit., pp.596−597.

24）Limitation Act 1980 s 32（1）, Ibid., 600−601.

契約を無効と判示した。

⑧　*Great Pearce Shipping v Tsavliris Salvage*（*International*）*Ltd.*［2003］QB 679（CA）：原告の船は南インド洋で難破し、海難救助船を運行する被告に援助を求めた。両当事者は、被告の船は難破地点に数時間で到着できると信じていたが、実際は410マイル離れており、到着までに39時間を要した。原告はそれを知り、他の救助船に援助を頼み、被告との海難救助契約は重要な事項の錯誤により無効であると主張した。裁判所は、原告の船と被告の船は、契約の履行を不可能にするほどには離れていなかったので、契約目的を完全に変えてしまうほどの共通錯誤ではないとし、無効の主張を斥けた。

⑨　*Brennan v Bolt Burdon*［2004］EWCA Civ 1017,［2005］QB 303（CA）：人身事故による損害賠償請求に関し、両当事者は、当該請求はすでに出訴期間を過ぎていて訴求できないと信じて和解の合意をした。その後、出訴期間を過ぎていなかったことが判明したので、原告は、共通錯誤による和解契約の無効を主張した。裁判所は上記⑧の判例法を適用し、事実又は法律に関する共通錯誤により契約の無効を主張するには、当該錯誤により契約の履行が不可能でなければならないと判示し、原告の主張を斥けた。

⑩　*Leaf v International Galleries*［1950］2 KB 86（CA）：上記④の事件において、原告は、「ソールスベリー大聖堂」を描いた本件絵画をコンスタブル作と信じて購入したが、贋作であることがわかったので、売買契約は錯誤により無効であると主張したが、裁判所は、作品の真贋は重要な事項であったにせよ、目的物自体は存在していたので、契約は有効に成立しているとして、この主張も斥けた。

⑪　*Peco Arts v Hazilitt Gallery*［1983］1 WLR 1315：原告は、1970年に被告からアングル作の絵画を購入した。1976年、原告は絵画に保険を掛けるために鑑

定に出したが、贋作との指摘は受けなかった。1981 年、原告が再度鑑定したところ、贋作との鑑定結果が出たので、被告に対して錯誤を理由に代金の返還を求めた。被告は出訴期間制限法により返還請求権は消滅していると主張したが、裁判所は、出訴期間は原告が贋作であることを知った 1981 年から起算すると述べて、この抗弁を斥けた。

## 4　日本法上の贋作美術品の売主の責任

日本の画廊等において購入した美術品が実は贋作であることがわかった場合、売主は買主に対して何らかの責任を負うのだろうか。従来、この問題は、売買契約の目的物の性状に関する買主の錯誤を根拠とする代金返還請求の可否の問題として扱われていた。しかし、一般人である買主が美術商から贋作を購入した場合、美術商の信義則上の説明義務違反の問題もあるし、消費者契約法の適用もある。ここでは、売主の代金返還義務や損害賠償義務の根拠となり得る日本法上の制度をイギリス法と対比するため、(i) 契約における保証条項に基づく代金返還請求、(ii) 契約違反（目的物不適合）による契約解除、損害賠償請求、(iii) 契約締結前の説明義務違反による契約解除、損害賠償請求、(iv) 消費者契約法による契約取消し、(v) 詐欺による契約取消し及び (vi) 錯誤による契約取消しの 6 つを順次に検討する。

### (1)　真蹟保証条項がある場合

日本法上も、契約書や保証書において、売主が買主に対して、贋作の場合は代金を返金する旨を保証しているときは、買主は贋作であることを証明して、返金を求めることができる（⑫）。日本のオークション取引においても、オークションハウスは、オークション規約において、落札者が購入した美術品が贋作と判明したときに、当該美術品と引換えに落札代金及び落札手数料の払戻しを求めることができる旨の真蹟保証条項を規定する例が多い。ただし、返還を求めるための手続や期限などの条件を満たさない場合、購入美術品が贋作であ

ることがわかったとしても、落札者は規約に基づく代金等の返還を請求することができない（⑬）。

⑫　東京地裁判決平成 15 年 1 月 20 日 LLI/DB 判例秘書（ルノアール贋作売買事件）：美術商である原告は、美術品の販売輸入会社の取締役である被告からルノアール作といわれて絵画（本件絵画）を 890 万円で購入した。引渡しに際し、被告は原告に「上記作品がオギュースト・ルノアールの真作であることを保証いたします。ルノアールの作品でない場合は 890 万円で引き取ります（10 日以内）。」と記載した保証書を差し入れた。その後、原告は、本件絵画が贋作であることが判明したとして保証書に基づいて代金の返還を求めたが、被告は、取引から 10 日以上経過している以上、支払義務はないと主張して争った。裁判所は、保証書の「10 日以内」の文言は、贋作であることが判明した後 10 日以内という意味であると解し、被告に 890 万円の返金を命じた。

⑬　東京地裁判決平成 29 年 7 月 19 日 LEX/DB TKC（ネットオークション贋作事件）：原告は、インターネットオークションに出品されていた絵画（本件作品）を落札し購入したが、その後、本件作品が真作であるかを調査したところ、贋作と判明した。本件作品は、被告が、画家 A の真筆であると真蹟保証してネットオークションに出品し、その商品説明欄に、公定鑑定機関が贋作と判断したときは代金を返金及び返品に応ずる旨、ただし、落札後 7 日以内に被告に鑑定する旨の連絡をすることを返品の条件とする旨を記載していた。原告は落札後 7 日以内に鑑定する旨を被告に連絡していなかったので、この保証条項の条件を満たさなかったが、7 日という期間は短すぎるので無効であるなどと主張し、代金の返還を求めた。裁判所は、返金の条件は、鑑定を行うかどうかを 7 日以内に連絡すれば足り、購入者に無理を強いるものではないから無効とは言えないと述べ、原告の主張を斥けた。

### (2) 契約不適合による責任追及

民法上、売主が買主に引き渡した目的物が種類、品質又は数量に関して目的に適合しないものであるときは、買主は売主に代替物の引渡しを請求することができ、その履行が不能であるときは契約を解除し、代金の返還を請求することができる（民法 562 条、542 条、545 条）[25)]。なお、この請求権や解除権は、買主が不適合を知ってから 1 年以内に売主にその旨を通知しないときは行使できなくなる（同法 566 条）。

美術品の売主が、買主に真作を引き渡すことを約束していた場合は、真作を引き渡さない限りは目的物の種類に関して目的に適合しないこととなるので、その履行ができない以上、買主は契約を解除することができる。しかし、そのような明確な約束がなく、契約書において美術品の作品名と作者名が記載されているだけのような場合は、後日に贋作であることがわかったとしても目的物が不適合とまでは言い切れない。真贋不明を前提とする取引が大多数であるという実情に鑑みれば、偽物を取り扱わないことが客観的に明らかな一流店が売主の場合を除き、作者名の記載は契約書において目的物の特定のためのアイコンに過ぎないと解される可能性が十分にある（⑭）。

⑭　福島高裁判決昭和 36 年 9 月 9 日判例時報 320 号 16 頁（安田靭彦偽筆売買事件）：原告は書画骨董の趣味が深く、古美術品の交換会などに参加して古美術商（被告）と知り合い、その所有する書画の販売を委託するなどしていた。原告は、被告の店舗で安田靭彦の真筆と称する「朝顔」の画幅一点を作者の真筆として買い受けたが、2 年後に転売しようとした際に偽筆とわかったので、被告に対し債務不履行による損害賠償を求めた。裁判所は、「書画骨董の売買、特に多少その経験ある者等の売買にあっては、売主において真筆であることを保証する等して、これを売買の要素とする旨の特約がない限り、真贋の判定は買主の鑑識に委され、目的物の真贋は買主自身が責任を負う」と述べ、

25）中田裕康『契約法』有斐閣、2017 年、pp.314-320。

書画骨董に詳しい原告が、目的物を仔細に点検して買い受けたのであるから、その後、偽筆であることが発見されたとしても、契約違反の責任（当時の民法上は瑕疵担保責任）を追及できないと判示した。

### (3) 信義則上の説明義務違反

契約の一方当事者が、契約の締結に先立ち、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼす情報を相手方に提供しなかった場合には、信義則上の説明義務違反により、相手方が当該契約を締結したことにより被った損害の賠償責任を負うことがある。判例によれば、この信義則上の説明義務違反の責任は、売主が目的物に関する取引業者であり、かつ買主が一般の消費者である場合において、買主の意思決定に係わる事項又は目的物の価値に関する重要事項を契約締結前に伝えなかったり、誤った情報を伝えたりしたことにより買主が契約を締結し、損害を被ったときに発生する[26)]。なお、この損害賠償請求権は不法行為を根拠とするので、損害を知った時から3年間行使しないと時効によって消滅する（同法724条1項）。

美術品の真贋や制作年代は、美術商であっても簡単に鑑定できるわけではないので、説明が間違っていたとしても、直ちに過失があるということはできない（⑮）。しかし、美術商や画廊と一般の顧客との間の取引において、売主が美術品の真贋の判断に影響する重要な事項を伝えなかった場合は、売主が契約において真筆であることの保証をしていなかったとしても、契約締結上の説明義務違反の責任を問われる可能性がある。たとえば、売主が真正を疑う鑑定結果があるのにそれを隠していた場合、鑑定書がないと真正を疑われる作品であるのにそのことを告げなかった場合などがこれに当たる（⑯）。

⑮　東京地裁判決平成15年6月22日LLI/DB判例秘書（贋作古美術売買事件）：

26）最高裁判決平成17年9月16日判例タイムズ1192号256頁、尾島茂樹「契約締結に際しての説明義務」（別冊ジュリスト196号民法判例百選Ⅱ債権第6版、2009年）、pp.10-11、中田裕康、前掲書、pp.129-132。

古美術コレクターである原告は、美術商を営む被告から多数の古美術を購入してきたが、約10年間に合計1,013万余円で購入した中国製工芸品等33点は、被告の説明とは全く異なる贋作と判明したので、不法行為による損害賠償等を請求した。裁判所は、被告が古美術商であっても、直ちに鑑定能力が優れているということはできないので、贋作が含まれていることを知らなかったとしても過失があるとはいえないとし、損害賠償請求を棄却した。ただし、原告に要素の錯誤があったと認定し、被告に対し錯誤による代金の返還請求を命じた。

⑯　東京地裁判決平成24年7月26日判例時報2162号86頁（藤田嗣治・ルノアール贋作売買事件）：原告は、被告の画廊で藤田嗣治作の絵画及びルノワール作の絵画を購入した。当該藤田作品は東京美術倶楽部の鑑定を受けておらず、またルノワール作品はフランスのウイルデンスタイン美術資料館発行のカタログレゾネには掲載されていなかった。後日、原告は、藤田作品は東京美術倶楽部、ルノワール作品はフランスのウイルデンスタイン美術資料館からそれぞれ真正な作品ではないとの鑑定結果を受け取ったので、被告に対し、債務不履行その他の理由で損害賠償を求めた。裁判所は、「美術品取引の専門家である売主と一般人の間の高額な美術品取引においては、売主は，買主となろうとする一般人に対し、当該美術品の市場における価値を正確に伝える信義則上の義務がある」と述べ、藤田作品は東京美術倶楽部の鑑定が得られないとき、またルノワール作品はウイルデンスタイン発行のカタログレゾネに掲載されていないときには、日本の美術品市場における価値が大幅に減じられるものであることを認識していながら、そのような事実を伝えずに売買を成立させた点において、売買契約締結に当たる売主としての信義則上の義務に違反していると判示し、不法行為に基づく損害賠償請求を認めた。

### (4)　消費者契約法違反

消費者契約は、法人その他の団体又は事業として又は事業のために契約を締

結する個人（事業者）とそれ以外の個人（消費者）との間の契約である（消費者契約法 2 条 1 項乃至 3 項）。消費者は、事業者が消費者契約の締結を勧誘する際に告げた重要事項について、それが真実とは異なるのに真実であると誤認して契約を締結したとき、契約を取り消して代金の返還等を求めることができる（同法 4 条 1 項）[27]。この取消権は、行使できることを知ってから 1 年間行わないとき、及び契約締結から 5 年を経過したときに時効によって消滅する（同法 7 条 1 項）。

美術商や画廊と一般人である顧客との間の美術品の売買は、通常は消費者契約に当たり、消費者契約法の適用を受ける。なお、事業者が重要事項について事実と異なることを告げた場合は、通常は信義則上の説明義務違反にも当たるので、消費者契約法上の取消しをするための要件を充足する場合は、上記（3）による損害賠償請求をすることもできる[28]。

### (5)　詐欺

売主が贋作であることを知りながら買主を騙して真作として売却する場合は、民法上の詐欺の要件を満たすので、買主は契約を取り消して代金の返還を請求することができる（民法 96 条 1 項）。この取消権は、騙されたことを知ってから 5 年間行使しないとき、及び契約締結から 20 年を経過したときは時効によって消滅する（同法 126 条）。

詐欺取消しが可能な場合、売主による欺罔行為は不法行為に当たるので、不法行為に基づく損害賠償請求も可能である（⑰）。

⑰　東京地裁判決平成 29 年 3 月 31 日 LLI/DB 判例秘書（贋作絵画売買事件）：画廊経営者である原告は、油絵画家である被告から物故画家の絵画 6 点を購入したが、鑑定の結果いずれも贋作だったとして、被告の不法行為による損

27）四宮和夫・能見義久『民法総則』（第 9 版、弘文堂、2018 年）、pp.281-285、平野裕之『民法総則』（日本評論社、2017 年）、pp.223-226。

28）中田裕康、前掲書、p.132.

害賠償を求めた。裁判所は、2点の絵画は贋作であったことを認める証拠はないが、他の4点は贋作であり、かつ被告はそのことを知りながら原告の錯誤に乗じて、あえて贋作を売り続けたと認定し、不法行為による損害として売買代金相当額、鑑定料、弁護士費用などの賠償請求を認めた。

### (6) 錯誤

民法上、契約の一方当事者が契約締結の基礎としていた一定の事情について真実に反する認識をしていた場合において、そのような真実に反する認識が契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、当該当事者は契約を取り消すことができる（民法95条1項）。ただし、その事情を基礎に契約を締結する旨が表示されていたときに限る（同法2項）。これは、2020年4月1日の改正前の民法において、動機の錯誤は動機が表示されて法律行為の内容になった場合、契約は無効であるとする判例法を法文上に明記したものである[29)]。

美術品の売買契約において、買主と売主の間で目的物が真作であることを確認し、真作として購入しているときは、通常、上記の錯誤の要件をすべて満たしているので、契約の取消しが可能となりそうである。従来の通説及び判例は、売主が贋作を真作と告げて、真作として購入した場合は、動機が表示されて法律行為の内容になったと認定し、買主が美術取引の専門業者である場合も錯誤を理由とする代金返還請求を認めていた（⑱、⑲、⑳、㉑、㉒）[30)]。しかし、当事者間で真作であることを明示し、又は暗黙のうちに了解していた場合で

29）潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017）、pp.7-10、筒井健夫・村松秀樹『一問一答民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）、pp.19-23。同条は、錯誤の効果を無効から取消しに改めることにより、第三者に対する効力を限定し、かつ贋作であることを知ってから5年間行使しないとき、及び契約締結から20年を経過したときは時効によって消滅することとした（同法126条）。

30）川島武宜・平井宜雄編『新版注釈民法（3）』（有斐閣、2003年）、p.433頁、新井誠・岸本雄次郎『民法総則』（日本評論社、2015年）、pp.303-304、四宮・能見、前掲書、pp.251-253、平野、前掲書、p.218。

あっても、常に贋作である場合の責任を売主が引き受けているとは限らない。特に、買主も美術商その他美術品取扱業者や美術の専門家である場合は、美術品の真贋の判断は簡単ではなく、市場に贋作が出回っていること、すなわち売買の目的物が贋作の可能性があることを十分に認識しながら購入しているはずなので、売主に対して真蹟保証を求めずに購入した場合は、贋作のリスクは買主が引き受ける趣旨と解した方が合理的である[31)]。最近の判例には、そのような場合において、真贋不明であることを前提に取引していたと認定し、買主が真作と信じていたとしても重要な錯誤があったとは認められないとするものが出てきている（㉓、㉔）。

⑱　最高裁判決昭和45年3月26日民集24巻3号151頁（藤島武二等贋作売買代金債権代位請求事件）：Aは、表装師であり画商の業務も営んでいたが、その顧客である被上告人からよい絵を世話してもらいたいとの依頼を受け、顔見知りの美術愛好家B（上告人）から、藤島武二、古賀春江筆と称せられその署名がある油絵2点（Bも真作と信じていた。）を真作と信じて買い受けて、これらを原告に売却した。原告は、油絵の鑑識能力はなかったが、Aからこれらの出所は確かであり真作に間違いないと聞かされ、これを信じて買い受けた。しかし、これらの油絵が贋作であったことから、被上告人は、売買契約の錯誤無効を主張して、訴外A及びAに本件油絵を売り渡した上告人Bに対し、支払済代金額及び遅延損害金の支払を求めて提訴した。裁判所は、被上告人とAとの間の売買契約、及び上告人BとAの売買契約はいずれも錯誤により無効であり、被上告人はAの上告人Bに対する売買代金返還請求権を代位行使することができるとして、被上告人の請求を認容した。

31）鹿野菜穂子「錯誤規定とその周辺：錯誤・詐欺・不実表示について」池田真朗・平野裕之・西原慎治編『民法（債権法）改正の論理』（新青出版、2010年）、p.242）、内田貴『民法Ⅰ〔第4版〕総則・物権総論』（東京大学出版会、2008年）、p.72。古い判例上も、買主が自己の鑑識眼、鑑定能力に基づいて贋作を真作と信じた場合は錯誤に当たらないとするものがある（大判大正2年3月8日評論2民161、我妻榮「民法総則」岩波書店（1965年））。

⑲　名古屋地裁判決平成元年12月21日判例タイムズ726号188頁（ピカソ贋作版画売買事件）：控訴人は絵画、版画の売買を業とする会社であるが、その代表者が被控訴人経営の画廊で「パブロ・ピカソの道化師」としてピカソの署名入りの版画を真作と信じて40万円で購入した。版画は被控訴人画廊のショールームに300万円の売値で展示されていたが、被控訴人から40万円にすると勧められたので、この金額で購入していた。しかし、その後、控訴人は、この絵を200万円で顧客に売却しようとしたところ、200万円でピカソの真作が買えるはずがないと言われてキャンセルされたことから、錯誤を理由に代金の返還を求めた。裁判所は、本件は動機の錯誤であり、その表示があったと認定し、控訴人の請求を認めた。

⑳　東京高裁判決平成10年9月28日判例タイムズ1024号234頁（堂本印象贋作売買事件）：美術商である原告は、被告（同業者）の店舗において、堂本印象と表示のある花鳥の画幅（本件画幅）を150万円で購入した。その際、被告は原告に対し、本件画幅は横山大観の画幅と同じ家から出たものだからよいものであると説明していた。後日、本件画幅は贋作であることが判明したため、原告は、被告に対し、錯誤を理由に売買代金の返還を請求した。裁判所は、原被告とも長年美術商を営み、10年間もの取引関係があること、被告が横山大観の画幅と同じ家から出たものと説明していたこと、本件画幅の値段は、被告が当初申出た200万円を減額して150万円と決められたことなどからすれば、本件画幅が真作であることは売買契約の要素であり、そのことは少なくとも黙示的には表示されていたと推認されるとして、本件画幅の売買契約は原告の錯誤によると判示し、その代金返還請求を認容した。

㉑　東京地裁判決平成14年3月8日判例時報1800号64頁（ギュスタヴ・モロー贋作事件）：原告（画商）は、国内で売り出された美術品の外国人顧客への販売を業としていた。原告は、顧客であるフランスの画商を伴って被告が経営する銀座の画廊を訪れ、ギュスタヴ・モロー作の絵画「ガニメデスの略

奪」（本件絵画）を購入した。その際、被告は、本件絵画はモローのカタログレゾネに掲載されていると告げ、カタログレゾネのコピーを示した。被告は、当初、売買価格として3,600万円を提示したが、交渉のうえ、3,050万円で合意し、売買の目的物をカタログレゾネのとおりに記載した売買契約書を交わし、本件絵画を引き渡した。その後、本件絵画と同じ絵がロンドンのクリスティーズに出品され、権威者による鑑定の結果、本件絵画は贋作との結果が出た。他方、クリスティーズに出品された方の作品は真作と認められ、3,700万円相当額で落札された。そこで、原告は、被告に対し、錯誤を理由に代金の返還を求めた。裁判所は、被告がカタログレゾネを示して説明したこと、売買契約書に作者、題名その他カタログレゾネと同じ記載があること、売買価格が真作の場合と同レベルであること、原被告とも画商であり、被告は原告がフランスの画商に転売することを知っていたことなどを総合し、「絵画が真作であることは売買契約の重要な要素であり、そのことは契約前に表示されていた」と認定し、原告の請求を認めた。

㉒　広島高裁判決平成15年4月22日LLI/DB判例秘書（偽筆掛け軸売買事件）：原告は、美術商である被告から、著名な日本画家の作品であるとの被告の説明を信じて、掛け軸（本件掛け軸）を700万円で買い受けたが、購入後、贋作である疑いが濃厚であることを知ったので、売買代金の返還を求めた。裁判所は、本件掛け軸が贋作であるとは断定できないが、真作ではない可能性が相当程度高いと認定し、被告は、そのことを知らず、評価額が数十万円程度の可能性が高い本件掛け軸を700万円で購入しているので、これを真作と信じてそのことを前提に購入したと認められるとし、原告の錯誤を理由に被告に対し売買代金の返還を命じた。

㉓　東京地裁判決平成25年9月30日LLI/DB判例秘書（中国古美術（花瓶）売買事件）：原告は、中国古美術品を取り扱ってきたイギリスの古美術商、被告は、銀座の骨董品販売業者である。原告は、被告の店舗で、中国乾隆帝時代

（18 世紀）に制作されたものとされる花瓶を 2,300 万円で買い受けたが、その後、クリスティーズ及びサザビーズに照会したところ、20 世紀初頭に制作された作品との回答を得たため、錯誤を理由に売買代金の返還を求めた。裁判所は、本件売買が古美術商同志の取引であること、美術工芸品の制作年代の特定は極めて困難であり贋作も市場に多く出回っていること、古物商はそのような特性を理解したうえで取引に入るのが通常であること、原告も自ら目利きをして購入を決意していることなどから、本件売買は、本件花瓶が真作でない可能性が存在することを前提としていたと認定し、被告が真作であることを断定又は保証していない以上、錯誤は認められないと判示し、原告の請求を棄却した。

㉔　東京地裁判決平成 26 年 2 月 25 日 LEX/DB TKC（小林古径作品売買事件）：原告は、新たに開設する美術館に展示するために、権威ある画集に小林古径作「牡丹に猫」として掲載されている日本画（本件絵画）を被告の画廊から購入した。本件絵画は、以前に東京美術倶楽部に鑑定に出された折、「真作とは断定できない」旨の結果が出ていたが、被告はそのことを原告に告げていなかった。原告はそのことを知り、錯誤又は被告による詐欺を理由に売買代金の返還を求めた。裁判所は、当該鑑定は真作とは断定できないとするだけで贋作と判定したものではないこと、鑑定書は真贋判断の一資料に過ぎず、鑑定書のない取引も一般的に行われていること、本件売買は、本件絵画が権威ある画集に掲載されていることに基づいて行われ、鑑定の有無や要否は話題にすら出なかったことなどから、原告には錯誤はなかったと判示し、その請求を斥けた。

## 5　責任制限条項

### (1)　責任制限条項とは

売買契約書やオークション規約に真蹟保証条項が設けられていない場合や真

蹟保証条項が定める返品条件を満たさない場合、購入美術品が贋作であることをわかったとしても、買主や落札者は当該条項に基づく代金等の返還を請求することができない。そのような場合、オークションハウスや出品者に対し、その他の法的根拠に基づく責任を追及することができるのか、すなわち、契約違反、法令違反、説明義務違反、錯誤又は不実表示などを根拠に契約を解除し又は取消して代金等の返還を請求できるかどうかが問題となる。また、契約書やオークション規約上の保証条項に基づいて代金の払戻しを受けることができるとしても、買主や落札者は、美術品の鑑定費用や転売できなかったことによる逸失利益分の損失等、代金の金額を上回る損害が生じたときは、オークションハウスに対し、契約違反や不法行為による損害賠償を請求したい場合がある。

一般に、真蹟保証条項を定めるオークション規約は、オークションカタログの記載に誤りがあった場合について、オークションハウス及び出品者は、真蹟保証条項に基づく代金及び手数料の払戻し以外の一切の責任を負わない旨を明記している。よって、真蹟保証条項以外の根拠により責任追及をしても、原則として認められない（㉕）。また、責任制限が明記されていない場合であっても、真蹟保証条項のある美術品取引は、贋作の可能性があることを前提としていると解されるので、契約不適合や錯誤の要件を満たさない可能性が高い。通常の美術品売買における売買契約書等に真蹟保証条項が規定されている場合も同様である（㉖）。

㉕ *Marie Zelinger de Balkany v Christie Manson & Woods*（1997）16 Tr LR 163 QBD：原告は、被告主宰のオークションでエゴン・シーレ作とカタログに記載された絵画を落札し購入した。数年後、これを鑑定したところ、全体の94％は別人により上書きされ、シーレの署名部分も上書きにより塗りつぶされ、書き直されていた。原告は、被告に対し、オークション規約が定める真蹟保証条項に基づく代金の払戻し及び十分な注意を払わずに贋作を真作と表示した過失責任に基づく損害賠償を請求した。裁判所は、当該絵画を贋作と認め、代金返還請求を認めたが、過失責任については、オークション規約の

責任制限条項により、責任を引き受けていないと判示し、原告の請求を認めなかった。

㉖　東京地裁判決平成 29 年 7 月 19 日 LEX/DB TKC（ネットオークション出品絵画贋作事件）：上記⑬の事件（ネットオークションに出品された絵画について出品者（被告）が真蹟保証をしていた事件）において、原告は、真蹟保証条項に基づく返金請求に加え、契約違反、詐欺、錯誤を理由とする代金の返還を求めた。裁判所は、真蹟保証条項によれば、本件作品は、贋作である可能性を留保した状態で売買されたものといえるので、真作でなかったとしても、その引渡しをすれば足り、契約違反はないし、詐欺も錯誤もないと判示し、原告の請求を棄却した。

### (2)　責任制限条項の限界

売買契約書やオークション規約の責任制限条項は、一定の場合、その効力が制限されることがある。

#### (A) イギリス法における責任制限条項の規制

1970 年代までのイギリス法上、契約条項やこれに基づく権利義務の範囲や効力を制限する責任制限条項の法的拘束力を制限する制定法は存在しなかったので、裁判所は、契約の一方当事者だけに有利な不合理かつ不公平な責任制限条項があるときは、その解釈を厳格に行う方法で適用を排除していた[32)]。すなわち、イギリス契約法には、「起草者不利に」の原則（the contra proferentem rule）という解釈原理があり、契約書に記載された条項の意味内容が文理上不明確で 2 つ以上の意味に解される可能性があるときは、当該条項を作成した当事者の側に不利な解釈が許されていることから、裁判所はこの解釈原理を最大限に利用し、責任制限条項に何らかのあいまいな表現を見つけ出し、当該案件

32）Chitty I, op.cit., 15-007、前掲拙著、pp.85-95。

には適用なしとの解釈を導いた[33]。さらに、1960年代乃至70年代の裁判所は、根幹的義務違反の法理（the doctrine of fundamental breach）という解釈原理を用い、契約違反の責任制限条項の適用があるのは通常予想されるレベルの契約違反であり、予想を超えるような根幹的な義務違反の場合には責任制限条項は適用されないとの判断を行った[34]。しかし、「起草者不利に」の原則にせよ、根幹的義務違反の法理にせよ、契約の解釈に関する原則である以上、あいまいな部分のない完璧な契約条項や根幹的な義務違反があったとしても免責される旨を明記する条項が契約書に規定された場合、裁判所はこれを適用せざるを得ない[35]。結局、企業が標準契約条項の中に設ける責任制限条項は、そのような判決を重ねるごとに綿密化、長文化していくこととなった。

「1977年不公正契約条項法」（以下、「不公正契約条項法」という。）は、責任制限条項の適用を厳格解釈によって排除しようとする裁判所とそのような解釈の余地のない完璧な条項を作成しようとする企業及びその弁護士の間の闘争に重大な変革をもたらした。同法によれば、売買契約書やオークション規約における責任制限条項は、合理性が認められない限り効力を生じない[36]。裁判所は、（a）標準条項を準備した当事者の交渉力が相手方より優位にあるか、（b）相手方に当該条項に合意して契約を締結する以外の選択肢があったか、（c）当該条項の存在と効果を認識していたか、（d）保険などによりリスクを回避できたか、（e）責任制限により回避されることとなる責任及び損失の程度はどれほどか等の要素を斟酌して、合理性の有無を判断する。（a）の要素は特に重視され、当事者間の交渉力が対等な場合は、原則として合理性が認められる（㉗、㉘）[37]。

不公正契約条項法は、当初は事業者間の契約か個人と事業者の間の契約かを

33）*Suisse Atlantique Cociete d'Armement Maritime SA v NY Rotterdamsche Kolen Centrale*［1967］1 AC 361（HL）, *Photo Production Ltd v Securicor Transport Ltd*［1980］AC 827（HL）, Chitty I, ibid., 15-012.

34）Chitty I, ibid., 15-023, 024, 025.

35）Ibid., 15-027.

36）Unfair Contract Terms Act 1977 s3（1）,（2）, Ibid., 15-084, 85.

37）Chitty I, ibid., 15-111.

問わず、すべての契約の責任制限条項に適用されていた。しかし、消費者と法人・事業者の間の商品売買や役務提供に関する契約における事業者の責任を制限する条項に関しては、2015 年 10 月 1 日以降、消費者権利法が適用されるようになった[38)]。同法によれば、事業者を売主、事業者ではない個人を買主とする「目的物の表示による物品の供給に関する契約」において、当該物品が表示に適合していなかった場合における売主の責任を排除又は制限する条項は、常に法的拘束力を生じないとされている（同法 31 条）[39)]。上記 3（3）のとおり、美術商と顧客との間の美術品の売買において、目的物が真作であることは、顧客が美術品に関して十分な専門知識や能力を有するコレクターである場合を除き、「目的物の表示による物品の供給に関する契約」に当たると解され、贋作である場合の責任を免除、制限する条項は、無効と解される可能性が高い。ただし、オークションで落札して美術品を購入した買主は、オークションハウスや出品者が真作であることをあらかじめ告げていた場合を除き、消費者権利法の適用を受ける消費者に含まれない（同法 2 条 5 項、6 項、11 条 4 項）。すなわち、オークションカタログに真作であることが明記されていなかった美術品を入札者が真作と信じて落札し購入した後に贋作と分かった場合、落札者は、オークション規約におけるオークションハウスや売主の責任を制限する旨の条項が不公正契約条項法上の合理性を欠く場合を除き、当該条項の制限する範囲内の救済しか受けることができない（㉘）。

㉗　*Watford Electronic Limited v Sanderson CFL Limited*［2001］1 All ER（Comm）696（CA）：原告はパソコンのメールオーダー事業を行っていた。原告は、業

38）Ibid., 15-087. 同法は、欧州委員会（the European Commission）が EC 域内の消費者保護のために制定した「1999 年消費者契約不公正条項規則（Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999）」を国内法化した法律である。1999 年欧州委員会規則は著しく不均衡で消費者に不利益をもたらし、かつ信義則に反する条項のみを「不公正条項」として、消費者を拘束できないことにしていたが、消費者権利法は、法的拘束力を生じない責任制限条項の範囲をさらに拡大した。

39）Chitty II, op.cit., 38-499, 38-531.

務用に、被告の標準販売条項に従って、被告からソフトシステムを購入した。これには、間接及び結果損害（indirect and consequential losses）を免除する旨及び損害賠償金はソフトの代金額を上限とする旨の条項が入っていた。被告が供給したソフトは、原告にとって破滅的な欠陥があったため、原告は被告に対し、550 万ポンドの逸失利益の賠償を請求した。訴訟では、不公正契約条項に関する法律の適用、すなわち上記責任制限条項の合理性が争われたが、控訴院は、両当事者は対等の交渉力を有すること、及び原告がパソコン販売に用いる原告の標準販売条項にも同様の責任制限条項が規定されていることを斟酌し、当該責任制限条項の合理性を認めた。

㉘ *Avrora Fine Arts Investment v Christies*［2012］EWHC 2198（Ch）：美術品投資業者である原告は、著名なロシア人画家の作品（本件絵画）を被告が主宰するオークションで購入した。被告のオークション規約には、作品が贋作の場合は購入代金のみを返金する旨の真蹟保証条項が規定され、さらに、真贋に関する表示は意見の表明に過ぎず、販売に当たって一切の表明・保証をしない旨が明記されていた。その後、本件絵画は贋作と判明し、原告は、被告に対し、真蹟保証条項に基づく代金返還請求に加え、不実表示による損賠賠償を求めた。裁判所は、被告のオークション規約の各規定は被告の責任制限を意図しているので、不公正契約条項法の適用を受けるとして同法を適用し、合理性が認められない場合は効力を生じないと判示した。ただし、(i) 原告は、美術品投資会社として被告と対等の交渉力を有していたこと、(ii) 原告は被告の規約の真蹟保証条項を知っていたこと、(iii) 被告は真蹟保証条項により一定の責任を引き受けていたこと等を斟酌し、合理性基準に照らし当該条項は有効であると判断した。

### (B) 日本法における規制

売買契約やオークション規約の準拠法が日本法であるときは、契約や規約は日本の民法の適用を受ける。民法 572 条は、売買契約において売主が知りなが

ら告げなかった事実については、免責特約をしても責任を免れることができないと定めている。よって、売主やオークションハウスが贋作であることを知っていた場合は、売買契約書やオークション規約の責任制限条項に基づく免責を主張できない。

美術品の買主やオークションにおける入札参加者が個人のコレクターである場合、美術商と買主、オークションハウスと落札者との間で成立する美術品売買契約は、事業者と個人の間の契約であり、消費者契約法が適用される。同法8条1項は、事業者の債務不履行や不法行為により消費者に生じた損害の賠償責任を全部免除する条項、及び故意又は重大な過失による損害賠償責任の一部を免除する条項は無効と定めている。消費者の権利を著しく制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項も同法10条により無効となる[40)]。オークション規約の責任制限条項が、出品者やオークションハウス側に一方的に有利な内容の場合は、これらの規定により無効と解される可能性がある。

また、美術品の買主やオークションに参加した落札者が事業者であって、上記の消費者契約法の適用がない場合でも、売主やオークション出品者が、当該美術品の持主の立場にいる者にしか知り得ない情報であり当該美術品を購入するかどうかの判断に影響するものを告げなかった場合やオークションハウスが当該オークションの主宰者としての地位に基づいて出品者や第三者から得た重要な情報をオークションカタログに記載しなかった場合は、信義則上の情報開示義務に反し、買主や入札参加者の利益を一方的に害するので、売買契約書やオークション規約に設けられた責任制限条項は、信義則に反し無効と解される可能性がある（㉙）。

さらに、民法は、当事者の一方が準備した定型約款が契約の内容となる場合であっても、相手方の権利を制限する条項であって、その定型の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意しなかったものとすると定めてい

40）四宮・能見、前掲書、pp.285-288、平野、前掲書、pp.178-182。

る（民法548条の2第2項）。オークションハウスが定めたオークション規約は定型約款に当たるので、オークション参加者が通常予測できないような取引慣行に反する不当な責任制限条項が設けられていた場合、たとえば、出品者やオークションハウスの悪意や重過失の責任や信義則違反の責任をも排除する内容の条項が設けられていた場合は、当該条項について合意なしと判断されることがある[41)]。

㉙　最高裁判決平成24年11月27日判例タイムズ1384号112頁（協調融資アレンジャーの説明義務違反事件）：被告は、借主Aの依頼に基づき、Aに対する協調融資（シンジケートローン）のアレンジャーとなった。被告は、金融機関である原告らに、Aに関する情報を記載した資料及びAの決算書類を交付し、シンジケートローンへの参加を勧誘した。事前交付資料には、当該資料に含まれる情報の正確性・真実性についてアレンジャー（被告）は一切の責任を負わず，招聘先金融機関で独自にAの信用力等の審査を行うべき旨が明記されていた。その後、被告は、Aのために別の融資を計画していたAの主力銀行が融資を中断し、Aに決算書類の再精査を命じた旨の報告を、Aから受けた。しかし、被告は、この情報を原告らに告げず、自らの判断で協調融資は中止せず実行することにした。原告らがシンジケートに参加しAへの協調融資を実施した後、Aは倒産し、貸付金は回収不能となったので、原告らは被告に対し、説明義務違反の責任を追及した。裁判所は、被告から本件協調融資の説明と参加の招聘を受けた原告らとしては、事前交付資料の正確性・真実性に関する被告の免責が記載されていたとしても、被告がアレンジャー業務の遂行過程で入手した本件情報の提供を受けることを期待するのが当然といえ、被告は、原告らに対し，信義則上本件情報を提供すべき注意

41）潮見、前掲書、pp.229-230。民法548条の2は、定型約款による契約の合意内容の稀薄性、契約締結の態様、健全な取引慣行その他の事情を広く考慮に入れて当該条項の不当性の有無を評価するもので、当事者間の情報格差・交渉力格差を基礎にとらえた消費者契約法や信義則違反による無効の法理とは考え方及び適用要件が少し異なると思われる。

義務を負っていたと判示した。

## 6　総括

### (1)　贋作売買における売主の責任について

美術品の売買において、対象作品が贋作であった場合のリスクを売主、買主のどちらが負担するべきかという問題について、イギリスでは、取引上の慣行として、真贋の判断は買主が行うべきものとされ、売主は、明示的に真蹟保証をした場合を除き、贋作であったとしても買主に対して責任を負うことはないと解され、裁判上も、契約違反、不実表示取消し、錯誤無効などの主張は容易には認めない傾向があるとされていた（上記①、④、⑤）[42]。しかし、贋作美術品の取引において、売主の契約違反や不実表示の責任を否定するイギリスの判例は、買主や買主の代理人が美術商の事案である（上記①、④）[43]。他方、専門知識や経験のある売主と専門知識や経験のない買主の間の取引では、売主が買主に告げた商品に関する事実や意見は、買主がそれに依拠して購入することが予期されるので、契約条項に含まれると解されている（上記②、③）。特に、2015 年消費者権利法は、事業者と消費者の間の目的物の表示による物品売買において、売主が目的物の表示として説明した事実は、当事者間でどのような合意があるかにかかわらず契約の内容となる旨を定め、事業者間の契約と消費者契約との取扱いが区別されることを明確にした。したがって、現在のイギリス法の基本的なルールとして、美術品の売買において贋作であった場合のリスクは、美術商間の取引では、特別な合意がない限りは買主が負担し、美術商と専門知識のない顧客との間の取引では、原則として、売主の契約条項違反とな

42）Olsburgh, C., op.cit., pp.43-44.

43）①事件（*Harlingdon & Leinster Enterprises v Christopher Hull Fine Art*［1991］）の裁判官は、傍論として、買主がコレクターの場合も、市場に出回る美術品に贋作が多いことを知っている点において美術商と同様であると述べている（per Nourse, L.J. at［577-578］）が、美術品の取引に詳しくない買主の場合は同様とはいえない。

り、買主に対して代金返還の責任を負うということになる。

かつての日本の裁判所は、買主が真作と信じて購入した美術品が贋作であった場合、買主が専門家であっても、錯誤を理由に代金の返還請求を認めていた（上記⑱、⑲、⑳、㉑、㉒）。学説上も、この判例の見解を支持し、美術品の売主が真作であると告げ、買主がこれを信じて購入した場合は、動機が表示され、かつ契約の要素の錯誤であるとする見解が通説だった（上記 2（6）注 30 参照）。しかし、最近は、これに反対する学説（注 31 参照）も有力であり、裁判上も、売主・買主の双方が美術商である場合（上記㉓）や買主にも一定レベルの専門知識を期待してしかるべき場合、たとえば美術館に所蔵するための作品を購入しようとする場合（上記㉔）などにおいて、贋作であったとしても、錯誤無効の主張を否定する事件が出てきた。また、売主が最初から真蹟保証をしている取引では、贋作の疑いがあることは当初から当事者間で予定されていたと解し、買主の錯誤無効の主張を否定する判例もある（上記㉖）。よって、最近の日本の裁判所は、イギリス同様、美術商間の取引に関しては、取引慣行や合意の背景事情などを考慮し、真蹟保証がある場合を除き、売主の責任を認めない考え方をとっていると思われる。他方で、売主が美術品取引業者であり、買主が素人の顧客である場合については、錯誤無効だけではなく（上記⑮）、売主が贋作の可能性について十分な説明をしなかった際には買主の説明義務違反による責任を認定し、代金返還にとどまらず、損害賠償請求をも認める判例がある（上記⑯）。このように裁判の傾向が変わってきた理由は、日本でも、美術品取引市場の拡大、事件数の増加に伴い、美術品取引の慣行や取引方法を理解する弁護士、裁判官が増加し、従前よりも緻密な事実関係の分析が行われるようになったためではないかと思われる。

### (2)　責任制限条項について

贋作売買の場合における売主の責任を制限する条項に関しては、イギリス法上は原則としてその文言どおりの法的拘束力が認められるのに対し、日本法は、信義則や権利濫用の法理によりその効力や適用範囲が制限される点において、

日本法とイギリス法とは大きな違いがあるとされている。

しかし、現在のイギリス法は、消費者と事業者の間の契約に関しては、消費者権利法により、法的拘束力は常に制限され、また、事業者間の契約に関しても、両当事者間の交渉力が対等な場合は法的拘束力が認められるが（上記㉗、㉘）、売主の立場が圧倒的に有利だった場合は、不公正取引条項法により、その適用が制限される可能性がある。日本法上も、信義則や権利濫用によって、不公平な条項を制限するのは、両当事者間の情報や交渉力に大きな開きがある場合であるから、不公正取引条項法や消費者権利法を適用するイギリス法と、消費者契約法及び信義則により責任制限条項の拘束力を制限する日本法との間にそれほど大きな違いはないと思われる。

## 7　結語

美術品の売買において目的物が贋作であった場合のリスクについて、イギリスの判例法上は、原則として買主が負担すべきものとする傾向が強いとされてきた。しかし、世界的な消費者保護法制の整備が進む中、事業者間の取引と消費者と事業者の間の取引とを異なる法律を適用して別異の取扱いをすることが常態化した結果、現在は、消費者契約の場合や事業者間でも対等な交渉力がない当事者間の契約の場合は、売主に契約違反等の責任を負わせる制度になっている。他方、従来の日本の裁判所は、贋作売買の問題をいわゆる動機の錯誤の典型例としてとらえ、当事者間に真作の認識がある場合は、売主に代金返還義務を負わせることが多かったが、最近は、美術品の真贋判断が困難な実情に着目し、買主が専門家である場合は、売主に責任を負わせる旨の約束がない限りは買主がリスクを負うべきものとする判決が出てきている。

イギリス法と日本法は、その生い立ち（自然法と制定法）、制度設計（判例法と成文法）、基本原則（合意至上主義と信義則による修正）、解釈原理（文理解釈と目的論的解釈）が根本的に異なることから、その適用結果にも大きな隔たりがあるとされているが、グローバル化が進む美術品取引という分野では、それぞ

れの方向からの修正が加えられ、両国のルールは接近しつつあるのではないかと思われる。

以上